

2025年10月改訂

動物用医薬品

承認指令書番号

6動薬第1385号

貯法

室温保存

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

販売開始

2010年2月

デナガード[®]注射液

【本質の説明又は製造方法】

本品はチアムリンを有効成分とする注射液で、有効菌種は本剤感受性の *Brachyspira hyodysenteriae* である。

【成分及び分量】

本品1mL中、チアムリン200mg（力価）を含む。

【効能又は効果】

有効菌種：*Brachyspira hyodysenteriae*

適応症：豚：豚赤痢

【用法及び用量】

豚：1回体重1kgあたり本剤0.05mL（チアムリン10mg（力価）を筋肉内注射する。

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療のみに使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について、上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚：食用に供するために殺する前21日間

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・開封後28日を超えるものは使用しないこと。
- ・注射器具は滅菌または煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒をした器具又はほかの薬剤に使用した器具は使用しないこと（ガス滅菌によるものを除く）。なお、乾熱、高圧蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで冷えたものを使用すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・皮膚に付着したときは、石けん等できよく洗うこと。

（豚に関する注意）

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

（専門的事項）

①重要な基本的注意

- ・本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。

②相互作用

- ・本剤は、ポリエーテル系抗生物質（モネンシン、サリノマイシン等）との併用は避けること。

③副作用

- ・チアムリンを投与した豚の排泄物に長時間接触することで皮膚炎、紅斑等の皮膚障害が認められたとの報告がある。

【製品情報お問い合わせ先】

エランコジャパン株式会社 製品お問い合わせ窓口

〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目15番1号


TEL：0120-418-564

月～金/9時～12時、13時～17時（祝祭日及び会社休業日を除く）

製造販売業者（輸入発売元）

エランコジャパン株式会社

東京都港区赤坂四丁目15番1号

デナガード、Elanco 及び  エランコ又はその関連会社の商標です。

© 2025 Elanco or its affiliates



獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。